

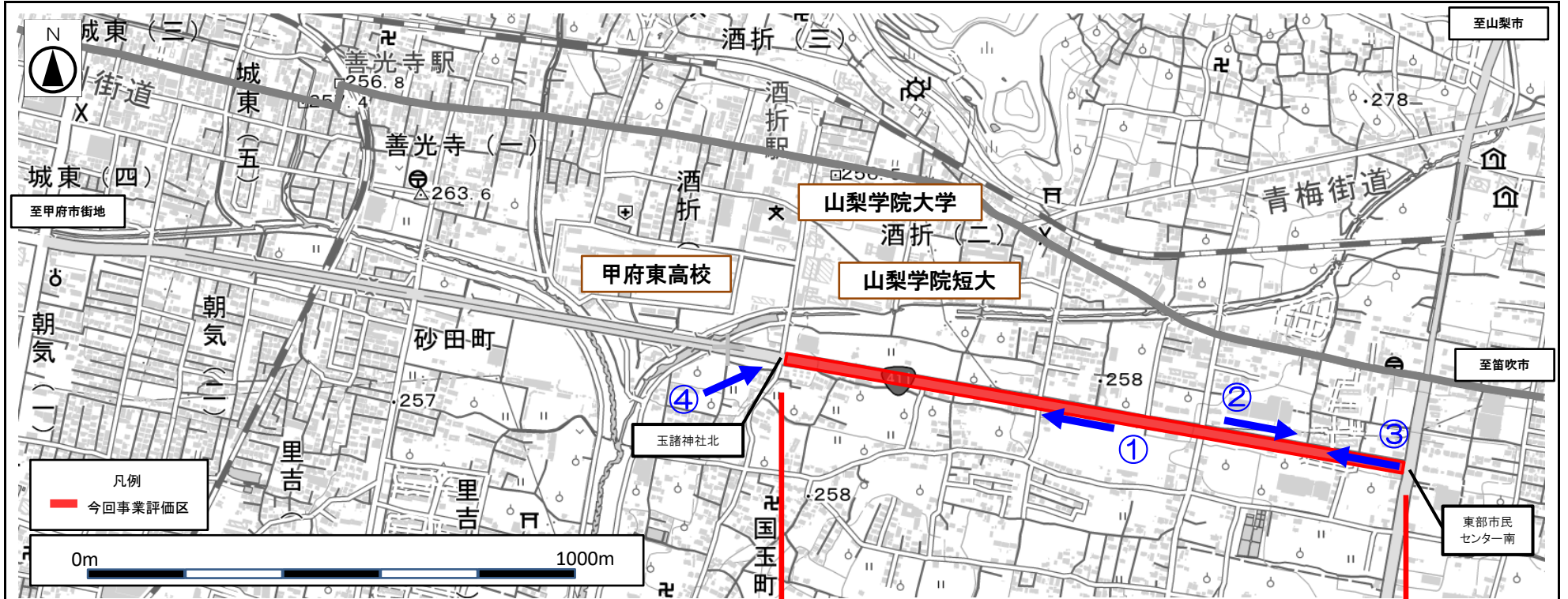
1. 事業説明シート

事業名	道路事業 [国道橋りょう修繕事業 (国補)]	事業箇所	甲府市和戸町～国玉町	地区名	国道411号 (国玉工区)	事業主体	山梨県									
(1) 事業の概要		(3) 中・長期計画等の位置付け														
<p>①課題・背景 国道411号城東バイパスは、甲府都市圏を東西に横断する都市計画道路・和戸町竜王線の東側起点工区部分であり、甲府市東部方面から甲府市中心部へアクセスする4車線の主要幹線道路である。沿道には、商業施設等の店舗や住宅が多数あり、周辺には公立・私立の高校や大学等の施設が点在する。本路線の無電柱化により、防災時の通行確保や歩行者等の安全で快適な通行空間の確保を図るものである。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○都市災害防止 緊急輸送路指定 有 自動車交通量 10,006台/12h(H27センサス) > 3,428台/12h(平日) 以上※ 他事業との連携 既整備区間に近接する区間 あり ※評価基準値</p> <p>□副次目標 ○歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量 798人台/12h(H27センサス) > 93人台以上※ 自動車交通量 10,006台/12h(H27センサス) > 3,428台/12h(平日) 以上※ 通学路の指定 指定なし 歩道の平均幅員 3.5m > 1.4m未済※ ※評価基準値</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止 ○緊急時の避難・救助機能の確保 ○ライフラインの強化 (電線、通信回線)</p> <p>③目標達成の方法 東部市民センター南交差点から玉諸神社北交差点間のL=1,300mにおける電線類地中化整備</p>		<p>・山梨県総合計画 (令和3年7月改定)</p> <p>・山梨県強靱化計画 (令和2年3月改定)</p> <p>・山梨県社会資本整備重点計画 (第4次) (令和3年3月改定)</p> <p>・山梨県無電柱化推進計画 (第7期) (令和4年2月改定)</p>														
(2) 整備内容		(4) 事業位置図等														
<p>①整備内容 電線共同溝 L=1,300m (両側L=2,600m)</p> <p>②着手年度 令和5年度 ③完成見込年度 令和14年度</p> <p>④総事業費 約1,500百万円 (国費825百万円(5.5/10) 県費675百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 (事業費)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>詳細設計</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6～13年度</td> <td>電線共同溝工事</td> <td>1,400百万円</td> </tr> <tr> <td>令和14年度</td> <td>連系・引き込み</td> <td>80百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p>		令和5年度	詳細設計	20百万円	令和6～13年度	電線共同溝工事	1,400百万円	令和14年度	連系・引き込み	80百万円						
令和5年度	詳細設計	20百万円														
令和6～13年度	電線共同溝工事	1,400百万円														
令和14年度	連系・引き込み	80百万円														
<p>⑥既整備内容・期間・事業費</p> <p>【県施工】 国道411号 (城東Ⅱ期バイパス) H17～H29 C=約83億円</p> <p>【県施工】 (都) 和戸町竜王線 (城東～中央5丁目) H24～R10 C=約54億円</p> <p>【市施工】 (都) 和戸町竜王線 (中央4丁目工区) H24～R4 C=約27億円</p>																

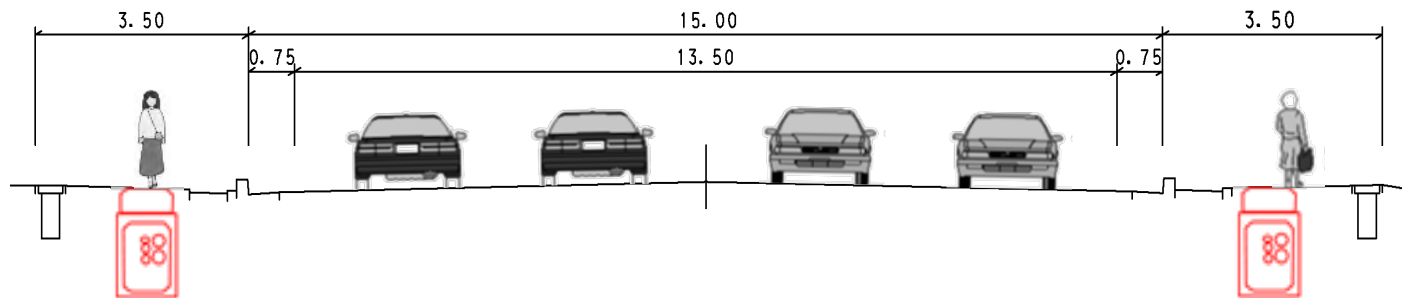
2. 評価シート

<p>(1) 公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府都市圏域の重要な幹線道路であり、社会的受益は大きく、極めて公共性は高い。 	<p>(5) 整備手法の有効性 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな用地買収を伴わず、また、低コストな電線共同溝方式を採用することで事業費が最も経済的な計画としている。
<p>(2) 事業執行主体の妥当性 (県が行うべき事業か) 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第5条により、道路管理者が電線共同溝を整備することとなっている。また、当路線は県管理国道であり、県が行うべき事業である。 	<p>□他の整備手法の有無 〈有・(無)〉</p> <p>(状況)</p>
<p>(3) 経済効率性 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定がないため不算出。 	<p>・なし</p> <p>(6) 環境負荷等への配慮 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化による環境への負荷はない。
<p>(4) 事業実施・規模の妥当性 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期無電柱化推進計画に位置付けられた未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である。 <p>□同等施設等 (計画を含む) の有無 〈有・(無)〉</p> <p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>□必要整備内容とその根拠</p> <p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化整備に必要な最低限の区間L=1,300m。 	<p>(7) 事業計画の熟度 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期無電柱化推進計画における事業箇所として、電線管理者と協議が行われており熟度が高い。 <p>《総合評価》 〈(妥当)・妥当でない〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7項目全て妥当と評価されることから実施が妥当と判断する。

3. 添付資料シート (1)



【標準横断面図】



3. 添付資料シート (2)

【写真①】歩道の状況 (東→西)



【写真②】歩道の状況 (西→東)



【写真③】災害時に倒壊する恐れのある電柱



【写真④】道路上に張り巡らされた電線類

